

三市南蒲地域視聴覚教育協議会

視聴覚教育協議会は、視聴覚教材及び機器を収集管理して、幼児教育・学校教育及び社会教育団体の要求に応じて提供し、利用相談及び利用指導に努め、更に効果的活用促進のために視聴覚教材機器の利用研修会を開催しています。

三市南蒲地域視聴覚教育協議会は、県の「視聴覚ライブラリーの整備充実の方針」（昭和48年2月6日）に基づいて三条市立視聴覚ライブラリーと南蒲原地区視聴覚教育協議会の二つを統合し昭和50年7月1日に、三条市、加茂市、見附市、田上町、下田村、栄村（町）、中之島村（町）の7市町村での共同執務による教育施設として発足したものです。昭和50年の統合以来30年間に渡り7市町村で協議会を構成してきましたが、平成17年3月31日に中之島町が長岡市と合併することに伴い脱退し、6市町村での構成となりました。さらに、平成17年4月30日に三条市、栄町、下田村が三条市の新設合併に伴い脱退し、新たに（新）三条市が平成17年5月1日に協議会に加入し、三条市、加茂市、見附市、田上町の4市町での構成となりました。設置根拠としては、地方自治法第252条の2による「協議会」（三市南蒲地域視聴覚教育協議会）と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条による「条例」（三条市視聴覚ライブラリー設置条例）の二つを有しています。

当協議会は、伝統と実績を誇る南蒲原地区視聴覚教育協議会と三条市立視聴覚ライブラリーの活動を受け継ぎ、視聴覚教育の一先進地である新潟県視聴覚教育の一角を担って活動しています。特に16ミリ映画の保有数とその年間利用数は全国的にも注目を浴びており、利用指導活動に対して日本視聴覚教育協会の昭和60年度視聴覚教育賞（文部大臣賞）、平成7年度松下視聴覚教育研究賞（文部大臣賞）を受けました。

平成22年9月1日から三条市役所栄庁舎で業務を行っています。

これからも、みなさんに利用していただけるよう、サービス活動の充実を図ってまいりますので、気軽にご相談下さい。

教材目録

令和6年4月

編集・発行

三市南蒲地域視聴覚教育協議会

住所 〒959-1153

三条市新堀1311番地(三条市役所栄庁舎内)

電話・FAX 0256-45-4204

URL <http://www.sannan.net/>

E-mail saninfo@sannan.net